

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第996号

2019年（令和元年）12月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

戸籍に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）10月31日付けで諮問（第996号）された戸籍に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、コンビニ証明交付事業（全国のコンビニ等事業者で住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する事業）について、2010年（平成22年）12月9日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）からの答申（第456号）を受け、2012年（平成24年）7月に住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民についても日本人と同様に住民票が作成されることになったことから、外国人住民も印鑑登録証明書をコンビニで取得できるようにすること、及びコンビニでの証明交付に係る個人情報の項目が増えることなどについて、2013年（平成25年）2月14日付けで審議会から答申（第538号）を受け、運用をしている。

これまで、情報漏えいを伴うような大きな事故については報告されていない。地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から本市に連絡があったものとしては、市民がマイナンバーカードを置き忘れたというものであり、毎年1件程度である。

2011年（平成23年）6月に機構から対応証明書を拡充する旨の通知があり、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、及び戸籍の附票の写し（以下「戸籍証明書等」という。）を交付することが可能となり、2015年（平成27年）2月にはこれまで住所地と本籍地が同じ者の証明交付のみに対応していた戸籍証明書等について、住所地と本籍地が異なる者（以下「非住登者」という。）に対しても証明交付が可能となったが、本市では戸籍証明書等の証明交付については未対応である。

神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、伊勢原市等がコンビニ証明交付事業において戸籍証明書等を交付しており、利便性の向上に大きな成果を上げている。本市においても、市民等の利便性の向上、事務執行の効率化を図るため、コンビニ証明交付事業において戸籍証明書等の交付をすることから条例第18条の規定に基づき、審議会に諮問するものである。

(2) 本市のコンビニ証明交付事業について（答申第456号及び第538号）

ア コンビニ証明交付事業で交付している証明書の種類及び個人情報

本市のコンビニ証明交付事業では、全国のコンビニ等事業者において、次の2点の証明書を交付している。

(ア) 住民票の写し

氏名、旧姓、生年月日、性別、住民となった年月日、続柄、世帯主名、住所、住所を定めた日、前住所、国籍又は地域、本籍、筆頭者、転出予定地、転出確定地、個人番号、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分（在留資格、在留期間、在留期間の満了日）、在留カード等の番号、カナ表記名、通称名

(イ) 印鑑登録証明書

印影、住所、氏名、旧姓、生年月日、カナ表記名、通称名

イ 証明書取得方法

コンビニ証明交付事業では、全国のコンビニ等事業者に設置されているキオスク端末から証明書を交付する。市民がキオスク端末を利用し、証明書を取得する方法は、キオスク端末にマイナンバーカード（暗証番号を登録する必要有り）をかざし、本市の証明交付サーバに接続した後、カードを取り外し、表示された証明書選択画面にタッチする方法により、暗証番号、交付種別、及び部数を入力し、内容を確認した上で、証明書イメージダウンロード、手数料支払い（端末機横の投入口に投入）、印刷、領収書印刷という順序になる。なお、キオスク端末が設置されているコンビ

二等の従業員は一切介さず、本人の責任において行われる。

(3) 本市のコンビニ証明交付事業に追加する戸籍証明書等について

ア 追加する戸籍証明書等の種類及び個人情報

(ア) 戸籍全部事項証明書

本籍、筆頭者、戸籍事項（戸籍の編成や転籍、改製、氏の変更などに係わる事項）、氏名、生年月日、父の氏名、母の氏名、続柄、身分事項（出生、婚姻、離婚、養子縁組、死亡といった身分上の事項）

(イ) 戸籍個人事項証明書

「(ア) 戸籍全部事項証明書」と同様

(ウ) 戸籍の附票の写し（全員）

本籍、筆頭者、氏名、住所、住所を定めた年月日

(エ) 戸籍の附票の写し（一部）

「(ウ) 戸籍の附票の写し（全員）」と同様

イ 非住登者の証明書取得方法

非住登者が戸籍証明書等の交付を受ける際には、事前の利用登録申請が必要である。事前の利用登録申請は、キオスク端末及びインターネットサイト「戸籍証明書交付の利用登録申請サイト」（以下「インターネットサイト」という。）から行うことができる。

キオスク端末の申請では、本籍、筆頭者、連絡先電話番号、生年月日、マイナンバーカードの有効期限、マイナンバーカードに記載されているセキュリティコードをそれぞれ入力した後に、マイナンバーカード（暗証番号を登録する必要有り）をかざし、暗証番号を入力し、本市の証明交付サーバに接続した後、カードを取り外し、申請内容を確認して、確定する。確定後、登録状況を確認する際に必要となる申請番号が表示され、必要に応じてプリントアウトするという手順になる。なお、コンビニ等の従業員は一切介さず、本人の責任において行われる。

インターネットサイトの申請では、マイナンバーカードをかざすのではなく、パソコンに接続されているカードリーダーにマイナンバーカードを挿入する点がキオスク端末の申請と異なる。

利用登録申請を受けた際、本市は、申請内容を検証して、利用登録申請を承認する。利用登録申請が承認された場合、利用登録申請者は、「(2) 本市のコンビニ証明交付事業について（答申第456号及び第538号）」のイで示した、これまでと同じ証明書取得方法で、戸籍証明書等の交付を受けることができる。

利用登録申請が承認されたかについては、利用登録申請者がキオスク端末及びインターネットサイトにて申請番号を入力することで確認することができる。利用登録申請を承認しない場合は、

本市は連絡先電話番号に連絡して対応をすることができる。

なお、住所地と本籍地が同じ者は、「(2) 本市のコンビニ証明交付事業について(答申第456号及び第538号)」のイで示した、これまでと同じ証明書取得方法で戸籍証明書等が取得可能である。

(4) コンピュータ処理を行う必要性

コンビニ証明交付事業を実施することに伴うコンピュータ処理を行う必要性については、審議会より答申(第456号及び第538号)を受けているが、新たに追加となる戸籍証明書等の交付及び利用登録申請についても、キオスク端末及びインターネットサイトと機構の証明交付センターを中継し、コンピュータを利用して個人情報を送信及び受信することになるため、コンピュータ処理が必要となるものである。

(5) 実施方法

コンビニ証明交付事業を実施するに当たっては、証明書等自動交付サービス契約約款(市区町村契約編)(以下「契約約款」という。)に対して、本市が証明書等自動交付サービス契約約款合意書(以下「合意書」という。)を機構に提出し、機構が証明書等自動交付サービス契約約款合意承諾書を本市に返送することで、本市が機構を相手方として委託契約を締結しており、コンビニ証明交付事業に戸籍証明書等を追加することに伴い、契約約款の変更や合意書の再提出はない。

なお、コンビニ証明交付事業について、本市と機構、機構とコンビニ等事業者がそれぞれ委託契約を締結しているが、機構はコンビニ等事業者の仕組みを使うために委託契約をするのであって、本市から委託されたことを、再委託しているわけではないとの見解を、機構が総務省に確認済みである。

戸籍証明書等の追加は、証明交付システム機器等の機器更新に合わせて実施する。証明交付システム機器等の機器更改については、NECキャピタルソリューション株式会社を相手方として、賃貸借契約書を締結しており、証明交付システム機器等契約書の賃貸借仕様書には、戸籍証明書等を追加することに必要な作業内容を記載している。

(6) システムの機器構成

ア キオスク端末で申請された証明書交付の受付処理、住民票の写し及び印鑑登録証明書のイメージ作成、並びに作成された証明書イメージを機構に送信することは、証明交付サーバが行う。

イ キオスク端末で申請された利用登録申請の受付処理及び戸籍証明書等のイメージ作成は、戸籍REPROS-Xが行う。

ウ 詳細なシステム機器構成は、「(10) 添付書類」のク「藤沢市戸籍REPROS-X・証明交付サーバ間連携イメージ」のとおり

である。

(7) 安全対策

ア 通信の安全対策

(ア) キオスク端末から証明書を発行及び利用登録を申請する際は、キオスク端末から機構の間は専用回線を、機構から本市の間はL G W A N（総合行政ネットワーク）回線を使用して送信する。それぞれの回線は、暗号化等のセキュリティ対策が講じられており、安全性が確保されている。

(イ) インターネットサイトから利用登録申請をする際は、インターネットサイトから機構の間は暗号化等のセキュリティ対策が講じられた通信で送信されており、機構から本市の間はキオスク端末での登録申請と同じ回線等であることから、安全性が確保されている。

イ 機構の安全対策

(ア) 機構及びコンビニ等事業者は、キオスク端末による証明書交付での個人情報について、秘密の保持や管理、消去を行う。

(イ) 個人情報は電子計算機等のシステムでのみ処理される。

(ウ) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止する。

(エ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、I Pアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(オ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

ウ 証明書データや利用登録申請情報の不保持

キオスク端末及び機構に送信、受信された証明書のP D Fデータや利用登録申請情報は、処理結果に限らず、初期画面に戻った時点でプログラムが起動し、消去されるため、当該データは残らない。

エ 偽造・改ざん防止

証明書はA 4普通紙に印刷するため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

キオスク端末の画面・音声により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

藤沢市コンピュータシステム管理運営規程，条例，藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のように、セキュリティーレベルは極めて高く、外部からの侵入による情報漏えいなどの脅威から個人情報を保護する上で必要な対策は十分に講じられていると考えている。また、証明書の偽造・改ざん防止対策や取り忘れの防止策など、万が一のケースへの対策も講じている。

(8) 広報等周知について

コンビニ証明交付事業に戸籍証明書等を追加することについては、2020年（令和2年）1月25日号の広報ふじさわ、市ホームページ、庁内デジタルサイネージ等に記事を掲載、ケーブルテレビ及びレディオ湘南の市広報番組で情報紹介することなどにより市民等に広く周知していく。

(9) 実施時期

2020年（令和2年）3月2日

(10) 添付書類

- ア 証明書の取得方法
- イ 本籍地の戸籍証明書取得方法
- ウ 本籍地戸籍証明書交付 利用登録申請手順（詳細版）
- エ 証明書等自動交付サービス契約約款（市区町村契約編）
- オ 証明書等自動交付サービス契約約款合意書
- カ 証明書等自動交付サービス契約約款合意承諾書
- キ 証明交付システム機器等賃貸借契約書（「証明交付システム機器等賃貸借仕様書」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を含む）
- ク 藤沢市戸籍REPROS-X・証明交付サーバ間連携イメージ
- ケ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンビニ証明交付事業に新たに追加となる戸籍証明書等の交付及び利用登録申請について、キオスク端末及びインターネットサイトと機構の証明交付センターを中継し、コンピュータを利用して個人情報を送信及び受信することになるため、コンピュータ処理が必要となる、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

ア 通信の安全対策

(ア) キオスク端末から証明書を発行及び利用登録を申請する際は、キオスク端末から機構の間は専用回線を、機構から本市の間はL G W A N（総合行政ネットワーク）回線を使用して送信する。それぞれの回線は、暗号化等のセキュリティ対策が講じられており、安全性が確保されている。

(イ) インターネットサイトから利用登録申請をする際は、インターネットサイトから機構の間は暗号化等のセキュリティ対策が講じられた通信で送信されており、機構から本市の間はキオスク端末での登録申請と同じ回線等であることから、安全性が確保されている。

イ 機構の安全対策

(ア) 機構及びコンビニ等事業者は、キオスク端末による証明書交付での個人情報について、秘密の保持や管理、消去を行う。

(イ) 個人情報は電子計算機等のシステムでのみ処理される。

(ウ) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止する。

(エ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、I Pアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(オ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

ウ 証明書データや利用登録申請情報の不保持

キオスク端末及び機構に送信、受信された証明書のP D Fデータや利用登録申請情報は、処理結果に限らず、初期画面に戻った時点でプログラムが起動し、消去されるため、当該データは残らない。

エ 偽造・改ざん防止

証明書はA 4普通紙に印刷するため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

キオスク端末の画面・音声により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

藤沢市コンピュータシステム管理運営規程，条例，藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、戸籍証明書等はセンシティブな情報であり、また本市とコンビニ等事業者では職員の就業形態や任用形態において違いがあることを踏まえ、コンビニ等事業者に設置されているキオスク端末から戸籍証明書を発行及び利用登録を申請する際は、十分に注意をして利用するよう市民等に広報等で周知することを要望する。

以 上